

指定講習見直しで説明会

ふくせん
「相談員SVを講師にも」

全国福祉用具専門相談員協会（若元文雄理事長、ふくせん）は17日、都内で「改正・福祉用具専門相談員指定講習制度等に関する説明会」を開催した。来年4月からの実施。講師の要件に福祉用具専門相談員も位置づけられた。若元理事長は「今年度から福祉用具サービス計画のスレーベーバーイザーの養成も開始した。新カリキュラムに盛り込まれた演習の講師としてぜひ活用してほしい」とあいさつした。

厚生労働省老健局振興課の東祐二福祉用具・住宅改修指導官が説明した。新カリキュラムには、「業務や認知症、住宅改修などの内容が追加。現行のカリキュラムをベースに分かりやすいよう科目の整理も行われた。講習時間は、現行40時間から10時間増え、50時間に。加えて、講習修了時に修了評価を設けたこと、科目による講師の要件が明確化され、福祉用具に関する科目には福祉用具専門相談員が位置づけられた。修了評価は、筆記で1時間程度、難易度は「列挙できる」「概説できる」レベルと定められてくる。「評価は合否を決めるものではなく、不十分な場合は補講を行うなどの対応で理解度を引き上げることを考えた」と話した。